

「人権侵害救済法案」の国会提出に反対を求める意見書(岡山県備前市議会) (第二〇〇〇号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(徳島県鳴門市議会) (第二〇〇一号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(徳島県神山町議会) (第二〇〇二号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(徳島県那賀町議会) (第二〇〇三号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(徳島県松茂町議会) (第二〇〇四号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(徳島県板野町議会) (第二〇〇五号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(岡山県倉敷市議会) (第二〇〇六号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(岡山県倉敷市議会) (第二〇〇七号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(岡山県倉敷市議会) (第二〇〇八号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(岡山県倉敷市議会) (第二〇〇九号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(群馬県議会) (第二〇一〇号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(栃木県野木町議会) (第二〇一〇号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(栃木県野木町議会) (第二〇一〇号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(栃木県野木町議会) (第二〇一〇号)

「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書(奈良県田原本町議会) (第二〇一〇号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(岡山県議会) (第二〇一三号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(神奈川県議会) (第二九七一号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(鹿児島県議会) (第二九七二号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(岡山県勝央町議会) (第二九七三号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(京都府京丹波町議会) (第二九七四号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(鹿児島県議会) (第二九七五号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(福島県議会) (第二九七六号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(富山市議会) (第二九七七号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(石川県議会) (第二九七八号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(岐阜県議会) (第二九七九号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(神奈川県議会) (第二九八〇号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(奈良県田原本町議会) (第二九八一号)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書(島根県津和野町議会) (第二九八二号)

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求められる意見書(鹿児島県議会) (第二九七〇号)

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求められる意見書(神奈川県議会) (第二九七一號)

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求められる意見書(神奈川県議会) (第二九七二號)

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求められる意見書(鹿児島県議会) (第二九七三號)

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求められる意見書(鹿児島県議会) (第二九七四號)

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求められる意見書(福島県議会) (第二九七五號)

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求められる意見書(富山市議会) (第二九七六號)

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求められる意見書(岐阜県議会) (第二九七七號)

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求められる意見書(神奈川県議会) (第二九七八號)

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求められる意見書(奈良県田原本町議会) (第二九七九號)

人権委員会設置法案について慎重な対応を強く求められる意見書(島根県津和野町議会) (第二九八〇號)

○小林委員長 速記を起してください。

理事をして再度御出席を要請いたしましたが、自由民主党・無所属の会所属委員の御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

第百七十九回国会、内閣提出、裁判所法の一部を改正する法律案及びこれに対する大口善徳君提出の修正案を括して議題といたします。

この際、本案に対し、黒岩宇洋君外二名から、民主党・無所属クラブ提案による修正案が提出されています。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。辻惠君。

裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百七十九回国会閣法第二二号)

刑法等の一部を改正する法律案(第百七十九回国会内閣提出第一三号、参議院送付)

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(第百七十九回国会内閣提出第一四号、参議院送付)

○小林委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、自由民主党・無所属の会所属委員に対し御出席を要請いたしましたが、御出席が得られません。

再度理事をして御出席を要請いたしますので、しばらくお待ちください。

本修正案は、このような状況に鑑み、新たに、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、当初予定された平成

	<p>二十五年四月以降を待たず、この法律の施行後一年以内に学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつて検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとしております。また、裁判所法の一部を改正し、修習資金を貸与する制度については、この検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置づけを踏まえつつ、検討が行われるべきものとしております。</p> <p>以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。</p>
○小林委員長	<p>これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。</p> <p>この際、大口善徳君提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。小川法務大臣。</p> <p>○小川国務大臣</p> <p>本法律案に対する修正案については、政府としては反対であります。</p>
○小林委員長	<p>この際、お諮りいたします。</p> <p>本案及び両修正案審査のため、本日、政府参考人として総務省行政評価局長新井英男君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○小林委員長</p> <p>御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。</p>
○小林委員長	<p>これより原案及び両修正案を一括して質疑を行います。</p> <p>質疑の申し出がありますので、これを許します。大口善徳君。</p> <p>○大口委員</p> <p>冒頭、抗議をいたしたいと思います。</p>
○小川国務大臣	<p>昨日の五時半に理事懇がセットされ、そして、けさの理事会で、職権でこういう形でセットされました。私ども、自民、公明、民主で、松野参議院議</p>
員、民主、柴山昌彦衆議院議員、自民、そして公明、私が、八回に及ぶ協議をさせていただきます。これは一緒につくってきたわけであります。 <p>ここについては、強く抗議をしたいと思います。ただ、これは、ある意味では三党で合意した事項でございまして、四月十三日に合意しています。それから一ヶ月以上たっているわけでありますので、これについて私も質疑をしていきました。</p> <p>まず、法曹人口について、大臣の見解をお伺いしたいと思います。</p> <p>政権交代後、千葉法務大臣は、平成二十二年三月十二日の当法務委員会において、法曹人口について、「基本的に、平成二十二年ころには合格者数三千人程度を目指すという、既に閣議決定をいたきながら進めてきたものを今見直すということは考えておりません。」こういう答弁をされています。</p> <p>また、江田法務大臣は、これは二十三年四月十四日の参議院法務委員会におきまして、「司法制度改革のスタートのときに三千人という目標を立てて、そこへ持つていこうといろんな努力をしましたが、それが実現できていないということはこれは大変残念なことで、しかし、できていないにはできていない理由があるわけですから、これと真正面と向き合いながら、合格者数のことについて、何が何でも三千というわけではなくて、やはりそこはいろんな工夫をしながら、しかし法曹人口を増やしていく、日本の法的サービスのをもっと層の厚いものにしていくという努力はしていかないかぬと思つております。」こう答弁されています。</p> <p>○小川国務大臣</p> <p>年間三千人程度ということを理念として出発しました法曹養成制度であります。</p>	
○小川国務大臣	<p>今まで法曹養成制度全般を検討しておるわけでございまして、当然、その中には、この司法試験合格者三千人についても検討するものでございます。</p> <p>そうした検討を踏まえて、この合格者の人数についても検討してまいりたい、このように考えております。</p> <p>○大口委員</p> <p>去る四月二十日、総務省は、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価書を公表いたしました。その中で総務省は、法務省に対してと文科省に対して勧告をしているわけですね。</p> <p>法務省に対しては、「司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること」と勧告しています。</p> <p>総務省、この総務省の勧告について、勧告先である省庁はどのような尊重義務があるのか、お伺いします。</p> <p>○新井政府参考人</p> <p>お答えいたします。</p> <p>総務大臣には、設置法または政策評価法上の権限といたしまして、調査結果に基づき、関係大臣</p>
	<p>員、民主、柴山昌彦衆議院議員、自民、そして公明、私が、八回に及ぶ協議をさせていただきます。これは一緒につくってきたわけであります。</p> <p>ここについては、強く抗議をしたいと思います。ただ、これは、ある意味では三党で合意した事項でございまして、四月十三日に合意しています。それから一ヶ月以上たっているわけでありますので、これについて私も質疑をしていきました。</p> <p>まず、法曹人口について、大臣の見解をお伺いしたいと思います。</p> <p>政権交代後、千葉法務大臣は、平成二十二年三月十二日の当法務委員会において、法曹人口について、「基本的に、平成二十二年ころには合格者数三千人程度を目指すという、既に閣議決定をいたきながら進めてきたものを今見直すということは考えておりません。」こういう答弁をされています。</p> <p>また、江田法務大臣は、これは二十三年四月十四日の参議院法務委員会におきまして、「司法制度改革のスタートのときに三千人という目標を立てて、そこへ持つていこうといろんな努力をしましたが、それが実現できていないということはこれは大変残念なことで、しかし、できていないにはできていない理由があるわけですから、これと真正面と向き合いながら、合格者数のことについて、何が何でも三千というわけではなくて、やはりそこはいろんな工夫をしながら、しかし法曹人口を増やしていく、日本の法的サービスのをもっと層の厚いものにしていくという努力はしていかないかぬと思つております。」こう答弁されています。</p> <p>○小川国務大臣</p> <p>年間三千人程度ということを理念として出発しました法曹養成制度であります。</p> <p>が、しかし、現実には、そういう状況になつてないというのが実情でございます。</p> <p>そうした観点を踏まえまして、今直ちに見直すことを決定するということではございませんが、しかし、そうした当初の理念に達していないという現状を踏まえて、これについてさまざまごります。あるいは、ロースクールの教育の中身といったような問題もございます。さまざまが絡んでいるところでございますので、今、法務省あるいは政府といたしましては、法務省、文科省等関係六省庁によりまして、それから有識者を踏まえて法曹養成フォーラムを設けて、その場におきまして法曹養成制度全般を検討しておるわけでございまして、当然、その中には、この司法試験合格者三千人についても検討するものでございます。</p> <p>そうした検討を踏まえて、この合格者の人数についても検討してまいりたい、このように考えております。</p> <p>○大口委員</p> <p>この年間合格者数の数値目標のことと、あるいは法曹人口のこととで総務省の勧告があつたわけです。これに対して法務大臣はどのように対応されようとしておりますか。</p> <p>○小川国務大臣</p> <p>いただきました勧告につきましては、その趣旨を十分尊重して検討してまいりました。ただ、これから新たに始めるといったことではなくして、先ほども申し述べました法曹養成フォーラム、ここには、法務省、文科省のほか、総務省等、関係省庁六省の中に総務省も入っておりますが、そつした点、有識者も含めた法曹養成フォーラムで現在検討中でございます。今回の総務省の勧告も、法曹養成フォーラムの中でこれも公表、検討ということで説明していただきました。そうした点を踏まえて、これから真摯に検討してまいりたいと思っております。</p> <p>○大口委員</p> <p>次に、民主党修正案についてお伺いをいたします。</p> <p>まず、一条で「司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置づけを踏まえつつ、」こうある修習生に対する適切な経済支援として修習資金の貸与制を給費制に戻すこと排除しない、こう考えてよいのか、お伺いしたいと思います。</p>

○辻委員 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、給費制に戻すことを排除しない趣旨であります。

○大口委員 経済的な事情によつて法曹への道を断念する事態を招くことがないようにするために大前提と私どもは考えておりますが、それについてどうでしょか。

○辻委員 委員御指摘のとおり、法曹を目指す者が経済的な事情でその目的を断念することがあつてはならないと考えております。

本修正案は、法曹養成制度全体の速やかな検討を行い、一定の結論を得ることと、その中で、修習資金の貸与については、司法修習生に対する適切な経済的支援を行ふ観點から検討することを主な内容としております。法曹養成制度全体の検討が早期に行われることの中で、司法制度改革の基本原理である高い資質を備えた多数の法曹の養成及び確保を実現するための経済的支援のあり方が検討されることが重要であり、経済的な事情で法曹を目指す者がその目的を断念することがあつてはならない、このように考えております。

○大口委員 次に、「司法修習生の修習の位置付けを踏まえ」というのはどういう意味かということです。

昨年十二月、当委員会で漆原委員が明らかにしましたように、旧憲法下では裁判官、検察官と弁護士が別々に養成されていたのを、新憲法の司法権強化と人権保障の観点で、法曹三者は統一の修習制度として国が養成することとしたわけでした。法曹三者は対等な立場で司法制度の一翼を担う重要な存在と位置づけました。そのような理解を前提としているのか、お伺いします。

○辻委員 戦前の分離修習ではなくて、戦後の法曹養成については、法曹三者はそれぞれ司法の担い手であり、職業としての法曹は一体であるべきであつて、法曹たるものはひとしく高度の一般的教養と法律的素養を身につけていくべきであるという考え方のもとで、法曹三者の統一の試験、修習が実施されてきたものであります。

今後の検討においても、司法修習生に対する経済的支援のあり方の検討においても、このような法曹養成全体における司法修習の意義を踏まえて検討されるべきだと考えております。

○大口委員 次に、新たな合議制の組織についてお伺いしたいと思いますが、法曹養成制度の制度全体の見直しというのは非常に大きなテーマなわけでございます。第二の司法制度改革とも言えるわけですね。ですから、本来からいえば、かつての司法制度改革審議会のような法的な根拠を持つた機関において集中的に議論をすべきであるわけですよ。

ところが、今回、内閣官房、総務、法務、財務、文科、経産の六大臣の申し合わせ事項という形で法曹の養成に関するフォーラムというものをつくられたわけであります。そういう点では、こ

れではやはり法曹養成制度全体の抜本的な見直しが、ということにおいては、委員も、果たして我々の議論してきたことを政府はそのまま実行してくれるのであるのかというような意見まで出るまで、ある意味では立脚するところが弱いわけでございます。

フォーラムの先生方は一生懸命されているわけでありますけれども、そういうことが言えると思います。

そこで、今回の新たな合議制の組織と現在開催されている法曹の養成に関するフォーラムはどのような関係にあるのか、お伺いしたいと思います。

法曹養成フォーラムは、一昨年の裁判所法一部改正、この法律に関する衆議院の法務委員会決議を受けまして、法曹の養成に関する制度のあり方についての検討を行うために、今おつしやられた関係大臣の申し合わせに基づきまして制定されています。

○黒岩委員 お答えいたします。

法曹養成フォーラムは、一昨年の裁判所法の一部改正、この法律に関する衆議院の法務委員会決議を受けまして、法曹の養成に関する制度のあり方についての検討を行うために、今おつしやられた関係大臣の申し合わせに基づきまして制定されています。

○大口委員 新たな合議制組織は、法曹養成全体について審議するわけであります。具体的にはどのようなことを検討するということですか。

○黒岩委員 まずは、法曹有資格者の活動領域拡大のための方策、そして、今後の法曹人口のあり方のほか、法科大学院、ロースクールにおける法学教育、司法試験、司法修習といつた各法曹養成の課程につきまして、制度全体が検討されることになると考えております。

○大口委員 新たな合議制組織の委員の人選に当たって、どのようなことが重視されるのかということでございます。

フォーラムの皆さんは一生懸命されていることは認めますけれども、やはりいろいろな御意見があります。ですから、人選というのは極めて大事でございまして、そこについてどういう点を重視されて人選をするのか、お伺いしたいと思いま

す。

○黒岩委員 お答えします。

修正案におきましては、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律、いわゆる連携法の附則第二条におきまして、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえているものであります。

一方、本修正案におきましては、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律、いわゆる連携法の附則第二条におきまして、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえているものであります。

○大口委員 「速やかに必要な措置を講ずる」の、この「速やか」とはどれくらいの期間を考えておりますか。

○階委員 同じ附則二条の関係でございますけれども、「速やか」というのは、立法措置をとるということが仮に結論としてあつた場合は、これは国会の審議などもありますからすぐに実行に移すことはできませんけれども、基本的には、一刻猶予もならないわけですから、やれるものはすぐ

実行する、法改正などを要するものは、法改正ができ次第、実行するというようになると思ひます。

○大口委員 大臣にお伺いします。

今、与党修正案についてお伺いしましたが、これは政府・与党一体でございますので、大臣としても責任を持つて実行していく、その点、お伺いしたいと思います。

○小川国務大臣 その趣旨を尊重しまして、適切に対応してまいります。

○大口委員 次に、諸外国の例を引いて、ちょっと給費制の問題についてお伺いしたいと思います。

まず、諸外国の法曹養成制度を見ますと、ドイツでは、日本と同様に、法曹資格の取得のために統一修習が義務づけられていて、二年間の修習期間中、国費から給与が支給されることになります。また、韓国では、法学専門大学院制度の導入により司法研修院での司法研修は廃止されることになりましたが、旧制度も並行して続いているわけですけれども、旧制度では、二年間の研修期間中、国費から給与が支給されています。

ささらに、ロースクールと修習が併存するカナダにおいても、州により多少の違いがありますが、ロースクール卒業後の法曹資格付与コース、BA Cにおいて、実務修習期間中は修習先から給与を支給されることになっています。

他方、アメリカでは、ロースクール卒業後、試験に合格すれば弁護士資格を取得できることになっています。

韓国でも、新たに導入された法学専門大学院制度においては、法学専門大学院卒業後、試験に合格すれば弁護士資格を取得できることになつております。

法修習制度は、国家が國家の責任において司法機能の充実のために実施するものとして六十年以上培養されてきたわけであります。統一修習を実現するために、修習専念義務を課し、兼業やアルバイトを禁じた上、給費を支給してきたものであります。修習専念義務を課しながら自費による修習を強要することは、現在の法曹養成制度のもとで経済的な負担を負う修習生にさらに過大な負担を課すことにはなりません。

このように、法曹資格の取得のために修習専念義務がつけられている国においては修習生に対し給費が支給されており、また給与は支給されるべきだと考えているわけですが、法務大臣の所見をお伺いします。

また、諸外国のうち、統一修習を行つてあるにもかかわらず給与を支給していない国があるのか、これもあわせお伺いしたいと思います。

○小川国務大臣 まず後者の方でございますが、ドイツにおきましては委員の御指摘のとおりでございますが、それ以外の国におきましては、まだ把握し切れおりませんので、承知していないというふうに答弁させていただきます。

そして、委員の御質問の中で、修習生、法曹となろうとする者が経済的事情によって困難なことがあつてはならないという点は、全く御指摘のとおりであると思つております。

ただ、給費制か貸与制かというところでございまが、それ以外の国につきまして、統一修習と国費の支給という仕組みはとつておらないようございます。が、それ以外の国につきまして、統一修習をとつておられる国、そして給費、国費を支給しているという制度をとつておられる国については調査し切れています。また、アメリカ、イギリス、フランス、こうした主要国につきましては、統一修習と国費の支給という仕組みはとつておらないようございます。が、それ以外の国につきまして、統一修習をとつておられる国、そして給費、国費を支給しているといふことで答弁させていただきます。

○大口委員 大臣は副大臣時代からこの問題をどうぞお返しいただいたいということでお伺いしているわけですね。今、基本的なことをお伺いしているわけですよ。

しかも、アメリカとか韓国のおい制度においては、法科大学院を卒業すれば弁護士になれるわけですね。我が国においては、司法修習を終了しなければならないわけですから、そういう点で構造が違うわけですね。

法曹二元化ということでいえば、アメリカ、韓

そうした意味で、修習中、全く経済的な支援を行わない、あるいは、経済的な力がない人には修習あるいは法曹になる道を閉ざしているというこどではないということをぜひ御理解いただきたいと思っております。

○大口委員 私の方で通告してあつたわけですよ。今ドイツのことを言及されましたが、韓国には、法務省は事情もよくわかつておられるわけだし、大体、主要国について、全部の国を挙げているわけではないわけですよ。限られた国を挙げているわけですから、そこをもう一度、御見解をお伺いしたいと思います。

○小川国務大臣 韓国では、従前の、給費制であつた、我が国と同じような仕組みでございましたが、これが制度が変わりまして、現時点では、大学の後、三年間の法科専門大学院を修了して弁護士試験に受かれば資格を得られるという仕組みになつておりますので、制度が変わつております。委員も、韓国で旧制度という御指摘がありました。旧制度は委員の御指摘のとおりでございました。旧制度は委員の御指摘のとおりでございました。

また、アメリカ、イギリス、フランス、こうした主要国につきましては、統一修習と国費の支給という仕組みはとつておらないようございます。が、それ以外の国につきまして、統一修習をとつておられる国、そして給費、国費を支給しているといふことで答弁させていただきます。

○大口委員 確かに、委員の御指摘もございましたが、どう思つておられるんです。ですから、このことについてしっかりと調査をしないで一定の結論を得るということ自体、おかしなことであると思うんですね。フォーラムでも、やはり本当はそちら辺もしっかり調査しなきゃいけなかつたと思うんですが、その点をお伺いします。

○小川国務大臣 確かに、委員の御指摘もございましたが、ドイツ、フランス等ヨーロッパ、ただ、国の数も大変多いものでございませんが、ドライバ、ヨーロッパの中には、たゞございませんが、ヨーロッパのよう、統一修習、国費支給という制度をとつておられる国がヨーロッパの中にあります。確かにその点をさらに調べるようにという御指摘はござつともでございますので、主要な国についてさらに範囲を広げて確認してみたいと思います。

○大口委員 司法修習生には修習専念義務が課されている、アルバイト等も禁止されている。これは、司法修習制度はより質の高い法曹を生み出すことを目的とし、裁判官、検察官、弁護士のもので、実際の生の事件を扱うものであります。一年間という限られた期間で、終日にわたつて充実し

た修習を行う必要があることから、修習生に修習専念義務を課すことが、効果的、効率的に司法修習を行うため極めて重要であることに基づいておるわけであります。

しかし、現在の貸与制のもとでアルバイト等が禁止されている状態では、法科大学院修了に至るまでに多額の借金を負っている修習生が生活を維持するには大変な経済的な負担が発生しております。給費制を維持することが一番望ましいと考えておりますが、現在、既に昨年十一月から貸与制に移行しています。

そこで、修習期間中の最低限の生活費に加え、自宅を離れて配属地に移転する場合の引っ越し代、住居費、交通費等は援助する等、適切な財政支援を行なう必要があると考えますが、法務大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○小川國務大臣 一般論としまして、適切な財政支援を行なうべきであるという考えはそのとおりであります。また、現行の貸与制も、従前の給費制のときと同じ金額をいわば貸与するわけでございます。また、住居を賃借することなどという事情があれば、それに加算するというものというふうに思っております。

○大口委員 大臣、大臣も司法修習生の時期があつたわけでありまして、そういう点で、やはり経済的理由によつて今、法科大学院へチャレンジしようとする人まで急激に減少している、また、法学部自体に入学しようとする方が非常に減少している、こういうことでは、法曹あるいは法廷国家における一つの人材の基盤が崩れ落ちようとしているわけですよ。

そこをやはり、しつかり認識はされておると思ひますけれども、認識していただきたい、今後、この新たな合議機関、一年という中で集中的に法曹養成制度全体について議論をして、日本が国際社会においてそれこそ存在感を持ち、また国民の権利が守られ、正義が達成できるような、こういう社会を目指して、これから法曹養成のあり方につ

いて議論をすることが非常に大切である、こういふうに申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○小林委員長 これより自由民主党・無所属の会の質疑時間に入ります。

〔委員長退席、階委員長代理着席〕

〔階委員長代理退席、樋口委員長代理着席〕

〔樋口委員長代理退席、委員長着席〕

○小林委員長 これにて自由民主党・無所属の会の質疑時間は終了いたしました。

階猛君。

○階委員 動議を提出いたします。

○小林委員長 階君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○小林委員長 起立多数。よつて、そのように決しました。

〔賛成者起立〕

○小林委員長 これより原案及び両修正案を一括して討論に入ります。

○大口委員 討論の申し出がありますので、これを許します。大口善徳君。

○大口委員 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となつております政府提出に係る裁判所法の一部を改正する法律案につきまして、公明党提出に係る修正案に賛成、仮に公明党提出に係る修正案が否決された場合には、次善の策として民主黨提出に係る修正案に賛成の立場から討論を行うことといたします。

○大口委員 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となつております政府提出に係る裁判所法の一部を改正する法律案につきまして、公明党提出に係る修正案に賛成、仮に公明党提出に係る修正案が否決された場合には、次善の策として民主黨提出に係る修正案に賛成の立場から討論を行うことといたします。

○大口委員 以上のような点から、公明党提出に係る修正案が最善であると考えております。

一方、民主党提出に係る修正案は、公明党の主張を取り入れ、法曹の養成に関する制度に關する検討を直ちに行なうこととした上、合議制の組織の意見を踏まえることや、結論の取りまとめを一年以内に行つて速やかに必要な措置を講ずる旨を定めております。また、修習資金の貸与制についても、法曹の養成に関する制度の検討において、修習生に対する適切な経済支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の位置づけを踏まえており、審議の中でも修習資金の貸与制を給費制に戻すことを排除しないこと

しの中で、法曹の養成における司法修習生の修習の位置づけを踏まえつつ検討が行われるべきであり、その間については、貸与制への移行を停止し、給費制を復活すべきと考えます。

この点、公明党提出に係る修正案は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の改正規定を加え、現行法上、来年四月以降に行なうこととされている法曹養成に関する制度についての検討を直ちに行なうこととした上、その検討に関し法律に基づく合議制の機関の意見を踏まえることとし、所要の措置を講ずる期限として平成二十一年十月三十一日を定めるなど、法曹養成に関する制度の見直しを早急かつ確実に行なうことができる内容となっております。

また、裁判所法の改正規定において、平成二十一年十月三十一日までの間の修習資金の貸与制の停止と給費制の暫定的な復活をした上、貸与制については、法曹の養成に関する制度についての検討において、法曹になろうとする者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう適切な財政支援を行う観点から、司法修習の位置づけを踏まえつつ検討することとしております。法曹の養成に関する制度全般の中で検討を行うことと、また法曹志願者の経済的負担の重さが問題となつてゐる現状をあわせ考えて、妥当な内容であります。

以上のような点から、公明党提出に係る修正案が最善であると考えております。

一方、民主党提出に係る修正案は、公明党の主張を取り入れ、法曹の養成に関する制度に關する検討を直ちに行なうこととした上、合議制の組織の意見を踏まえることや、結論の取りまとめを一年以内に行つて速やかに必要な措置を講ずる旨を定めております。また、修習資金の貸与制についても、法曹の養成に関する制度の検討において、修

習生に対する適切な経済支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の位置づけを踏まえつつ検討することとしており、審議の中でも修習資金の貸与制を給費制に戻すことを排除しないこと

も確認されています。

民主党提出に係る修正案においては、法曹の養成に関する制度に関する検討に関し設置される合議制の組織が別に法律の定めるところによるものではなく閣議決定によるものであるということ、そして、検討期間においても修習資金の貸与制が適用され続けることなど、なお十分でない点があると考えております。

しかし、大きな方向性としては評価すべきものであり、早急に法曹養成の制度に関する検討を行なうべき状況にも鑑み、公明党提出に係る修正案が否決された場合には、次善の策として民主党提出に係る修正案に賛成することを表明いたします。

以上です。

○小林委員長 これにて討論は終局いたしました。

○小林委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、裁判所法の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたしました。

まず、大口善徳君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○小林委員長 〔賛成者起立〕

○小林委員長 起立多数。よつて、本修正案は否決されました。

次に、黒岩宇洋君外二名提出の修正案について採決いたしました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○小林委員長 〔賛成者起立〕

○小林委員長 起立多数。よつて、本修正案は否決いたしました。

したがつて、政府原案は、本修正案のとおり修

正議決すべきものと決しました。

○小林委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、黒岩宇洋君外四名から、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決

修習資金の貸与制についても、この全体の見直します。

議を付すべしとの動議が提出されております。君。

提出者から趣旨の説明を聽取いたします。辻恵

○辻委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

裁判所法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律附則第二条の規定による合議制

の組織は、閣議決定に基づくものとし、從前の検討体制をより強力にし、かつ、法科大学院及び法曹関係者以外の多様な意見も反映されるよう整備すること。

二 一の合議制の組織においては、法科大学院志願者数の減少、司法試験合格率の低迷等の法曹養成制度の問題状況を踏まえ、その原因を探求の上、法科大学院における適正な定員の在り方や司法試験の受験の在り方を含め、質の高い法曹を養成するための法曹養成制度全体についての検討を加えた結果を一年以内に取りまとめ、政府においては、講すべき措置の内容及び時期を直ちに明示することとする。

三 二の検討に当たっては、以下の点に特段の配慮をすること。

1 法科大学院教育、司法試験及び司法修習等の法曹の養成に関する各課程の役割と相互の連携を十分に踏まえたものとするこ

2 我が国の司法を支える法曹の使命的重要性や公共性に鑑み、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成するために、法曹に多様かつ有為な人材を確保するという観点から、法曹を目指す者の経済的・時間的な負担を十分考慮し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くこ

とがないようにすること。

3 司法修習生に対する経済的支援について

は、司法修習生の修習専義務の在り方等多様な観点から検討し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○小林委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○小川国務大臣 この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求めておりますので、これを許します。小川法務大臣。

○小川国務大臣 ただいま可決されました裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○小林委員長 お諮りいたします。

○小林委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

趣旨の説明を聽取いたします。小川法務大臣。

刑法等の一部を改正する法律案

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○小川国務大臣 刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

近年、我が国においては、犯罪をした者のうち再犯者が占める割合が少なくない状況にあることから、再犯防止のための取り組みが政府全体の喫緊の課題となつており、効果的かつ具体的な施策を講ずることが求められています。この両法律案は、犯罪者の再犯防止及び改善更生を図るために、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を行うことを加えるなどの法整備を行おうとするものです。

この両法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑の一部の執行猶予制度の導入であります。現行の刑法のもとでは、懲役刑または禁錮刑に処する場合、刑期全部の実刑を科すか、刑期全部の執行を猶予するかの選択肢しかありません。しかし、まず刑のうち一定期間を執行して施設内処遇を行つた上、残りの期間については執行を猶予し、相応の期間、執行猶予の取り消しによる心理的強制のもとで社会内において更生を促す社会内処遇を実施することが、その者の再犯防止、改善更生のために有用である場合があると考えられます。

他方、施設内処遇と社会内処遇とを連携させる現行の制度としては、仮釈放の制度がありますが、その社会内処遇の期間は服役した残りの期間に限られ、全体の刑期が短い場合には保護観察に付することのできる期間が限定されることが、社会内処遇の実を十分に上げることができない場

合があるのでないかという指摘がなされているところです。

そこで、刑法を改正して、いわゆる初入者、すなわち、刑務所に服役した者、あるいは刑務所に服役したことがあつても出所後五年以上経過した者が三年以下の懲役または禁錮の言い渡しを受ける場合、判決において、その刑の一部の執行を猶予することができる」とし、その猶予の期間中、必要に応じて保護観察に付することを可能とすることにより、その者の再犯防止及び改善更生を図ろうとするものです。

また、薬物使用等の罪を犯す者には、一般に、薬物への親和性が高く、薬物事犯の常習性を有する者が多いた考えられるところ、これらの者の再犯を防ぐためには、刑事施設内において処遇を行なうだけなく、これに引き続き、薬物の誘惑のあり得る社会内においても十分な期間その処遇の効果を維持強化する処遇を実施することがとりわけ有用であると考えられます。

そこで、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律を制定し、薬物使用等の罪を犯した者については、刑法上の刑の一部の執行猶予の要件である初入者に当たらない者であつても、刑の一部の執行猶予を言い渡すことができる」とするとともに、その猶予の期間中必ず要的に保護観察に付することとし、施設内処遇と社会内処遇との連携によって再犯防止及び改善更生を促そうとするものです。

この刑の一部の執行猶予制度は、刑の言い渡しについて新たな選択肢を設けるものであつて、犯罪をした者の刑事责任に見合つた量刑を行うことは変わりなく、従来より刑を重くし、あるいは軽くするものではありません。

第二は、保護観察の特別遵守事項の類型に「善

良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する

社会的活動を一定の時間行うこと」、いわゆる社

会貢献活動を行うことを加えるなどの保護観察の充実強化のための法整備であります。保護観察対

象者に社会貢献活動を行わせることにより、善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図ることは、その再犯防止及び改善更生のために有益であると考えられることから、更生保護法を改正して、社会貢献活動を義務づけることを可能とするほか、規制薬物等に対する依存がある者に対する保護観察の特則を定めるものです。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○小林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正正案

裁判所法の一部を改正する法律案の全部を次のようにより修正する。

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律の一部

(裁判所法の一部改正)
第一条 裁判所法昭和二十二年法律第五十九号の一部を次のように改正する。

第六十七条の二第三項中「なつたとき」の下に「又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき」を加える。

附則に次の二項を加える。

第六十七条の二第一項の修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等と

の連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、司

法修習生に対する適切な経済的支援を行う観

点から、法曹の養成における司法修習生の修

習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正)

第二条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律の施行後十年を経過した場合において」を削り、「勘案し」の下に

「国民の信頼に足るを加え、「検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の」を「学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要なに改める。

裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正正案

裁判所法の一部を改正する法律案の全部を次のようにより修正する。

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律の一部

(附 則)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第一条中裁判所法第六十七条の二第三項の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第二十六条の三の見出し中「他の」を「刑の全

部の執行猶予の取消しの場合における他の」に改め、同条中「刑の二」の下に「全部の」を加える。

第二十七条の見出し中「猶予期間」を「刑の全部の執行猶予の猶予期間」に改め、同条中「執行猶予」を「全部の執行猶予」に、「猶予の期間」を「その猶予の期間」に改め、第一編第四章中同条の次に次の六条を加える。

(刑の一部の執行猶予)

第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その刑の全部の執行を猶予された者

三 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以

その」の下に「刑の全部の」を加える。

第二十五条の二の見出しを「刑の全部の執行猶予中の保護観察」に改め、同条第二項中「保護観察」を「前項の規定により付せられた保護観察」に改め、同条第三項中「保護観察を」を「前項の規定により保護観察を」に改める。

第二十六条の見出し中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に改め、同条中「刑の二」の下に「全部の」を加え、同条第一号及び第二号中「その」の下に「刑」の下に「の全部」を加える。

第二十六条の三の見出し中「他の」を「刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の」に改め、同条中「刑の二」の下に「全部の」を加える。

第二十七条の三 前条第一項の場合においては、猶予の期間中保護観察に付することが

あるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終わった日又はその執行を受けたことがなくなつた日から起算する。

(刑の一部の執行猶予中の保護観察)

第二十七条の三 前条第一項の場合においては、猶予の期間中保護観察に付することが

できる。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除され

たときは、第二十七条の五第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまで

間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除され

たときは、第二十七条の五第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまで

間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であるときは、こ

の限りでない。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以

上の刑に処せられたとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について

禁錮以上の刑に処せられたとき。

- 2 前項の規定によりその一部の執行を猶予された刑については、そのうち執行が猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることになくなつた日から、その猶予の期間を起算する。
 - 3 前項の規定にかかるわらず、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わつた日又はその執行を受けたことがなくなつた日から起算する。
- その」の下に「刑の全部の」を加える。
- 第二十五条の二の見出しを「刑の全部の執行猶予中の保護観察」に改め、同条第二項中「保護観察」を「前項の規定により付せられた保護観察」に改め、同条第三項中「保護観察を」を「前項の規定により保護観察を」に改める。
- 第二十六条の見出し中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に改め、同条中「刑の二」の下に「全部の」を加え、同条第一号及び第二号中「その」の下に「刑」の下に「の全部」を加える。
- 第二十六条の三の見出し中「他の」を「刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の」に改め、同条中「刑の二」の下に「全部の」を加える。
- 第二十七条の三 前条第一項の場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。
- 2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除され
- たときは、第二十七条の五第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまで
- 間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。
- 3 前項の規定により保護観察を仮に解除され
- たときは、第二十七条の五第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまで
- 間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。
- 第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であるときは、この限りでない。
- 一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以
- 上の刑に処せられたとき。
- 二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について
- 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 猶予の言渡し前に犯した他の罪について

執行猶予の言渡しがないことが発覚したと
き。

(刑の一部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十七条の五 次に掲げる場合においては、
刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すこと
ができる。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、罰金に
処せられたとき。

二 第二十七条の三第一項の規定により保護
観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵
守しなかつたとき。

(刑の一部の執行猶予の取消しの場合におけ
る他の刑の執行猶予の取消し)

第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部
の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執
行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、そ
の猶予の言渡しを取り消さなければならな
い。

(刑の一部の執行猶予期間経過の効果)
第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡し
を取り消されることなくその猶予の期間を経
過したときは、その懲役又は禁錮を執行が猶
予されなかつた部分の期間を刑期とする懲役
又は禁錮に減輕する。この場合においては、
当該部分の期間の執行を終わった日又はその
執行を受けることがなくなった日において、
刑の執行を受け終わつたものとする。

第二十九条の見出し中「取消し」を「取消し等」

に改め、同条第二項中「とき」の下に「又は前
項の規定により仮釈放の処分が効力を失つたと
き」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加える。

2 刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その
刑について仮釈放の処分を受けた場合におい
て、当該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しを
取り消されたときは、その処分は、効力を失
う。

(恩赦法の一部改正)

第二条 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一
五十五条第一項第四号に改める。

部を次のように改正する。

第七条第一項中「定め」を「定めの」に改め、同

条第三項中「執行猶予の言渡し」を「全部の執行猶
予の言渡し」に、「又」を「また」に改め、同

条に次の二項を加える。

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてまだ
猶予の期間を経過しない者に対しては、第二
項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑又
はその刑のうち執行が猶予されなかつた部分
の期間の執行を減輕する減刑のみを行うもの
とし、また、刑を減輕するとともに猶予の期
間を短縮することができる。

第八条中「刑の言渡し」を「刑の言渡し」に改め、
同条ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受
けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受
けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部
分の期間の執行を終わつた者であつて、また
猶予の期間を経過しないものに対しては、そ
の刑の執行の免除は、これを行わない。

(更生保護法の一部改正)
第三条 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 通則(第四十八条—第六十五
条)」を「第一節 通則(第四十八条—第六十五
条)」を 第一節の二 規制薬物等に対する依存
条)

がある保護観察対象者に関する特則(第六十五
条)を 第一節の二 規制薬物等に対する依存
条)

がある保護観察対象者に関する特則(第六十五
条)を 第一節の二 規制薬物等に対する依存
条)

4 第一項に規定する者について、仮釈放を許
す旨の決定をした場合においては、前項の規
定による仮釈放中の保護観察における特別遵守事
項の設定及び第一項の規定による猶予期
間中の保護観察における特別遵守事項の設定
は、釈放の時までに行うものとする。

5 前項の場合において、第三項において準用

する第一項の規定により定められた仮釈放中

の保護観察における特別遵守事項を釈放まで

の間に取り消す場合における第五十三条第二

第三十七条第一項及び第二十九条第三項中
「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改める。

第四十八条第四号中「第二十五条の二第二項」
の下に「若しくは第二十七条の三第一項又は藥
物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執
行猶予に関する法律(平成二十三年法律第
二号)第四条

第二項において準用する場合を含む。」を加え
る。

(特別遵守事項の特則)
第五十二条の二 薬物使用等の罪を犯した者に
対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四
条第一項の規定により保護観察に付する旨の
規定により保護観察における特別遵守事
項として定めなければならない。

ただし、これに違反した場合に刑法第二十七
条の五に規定する処分がされることがあるこ
とを踏まえ、その改善更生のために特に必要
とは認められないときは、この限りでない。

2 第四項の場合を除き、前項の規定により定
められた猶予期間中の保護観察における特別
遵守事項を刑法第二十七条の二の規定による
猶予の期間の開始までの間に取り消す場合に
おける第五十三条第四項の規定の適用につ
いては、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」と
する。

3 第一項の規定は、同項に規定する者につ
いて、次条第二項及び第三項の定めるところに
より仮釈放中の保護観察における特別遵守事
項を釈放の時までに定める場合に準用する。
この場合において、第一項ただし書中「第二
十七条の五」とあるのは、「第二十九条第一
項」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する者について、仮釈放を許
す旨の決定をした場合においては、前項の規
定による仮釈放中の保護観察における特別遵守事
項の設定及び第一項の規定による猶予期
間中の保護観察における特別遵守事項の設定
は、釈放の時までに行うものとする。

5 前項の場合において、第三項において準用

する第一項の規定により定められた仮釈放中

の保護観察における特別遵守事項を釈放まで

の間に取り消す場合における第五十三条第二

九

項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とし、第一項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要」とするには、「釈放までの間に、特に必要」とする。

第五十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「長は、」の下に「刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている」を加え、「刑法第二十五条の二第一項」を「同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事

項に限る。以下この項及び次条第四項において同じ。)を定め、又は変更することができること。この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。

第五十三条第一項中「特別遵守事項」の下に「(遵守すべき期間が定められている特別遵守事項であつて当該期間が満了したものその他その性質上一定の事実が生ずるまでの間遵守すべきこととされる特別遵守事項であつて当該事実が生じたものを除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

4 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項につき、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要がなくなつたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもって、これを取り消すものとする。こ

の場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項を取り消すときは、保護観察所の長の申出によらなければならぬ。

第五十四条第二項中「又は第四十一条」を削り、「懲役を「懲役」に、「又は保護処分」を「の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたこと(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつたこと(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつたこと)次条第二項において同じ。)により保護観察付一部猶予者を釈放するときは、第四十一條の決定により保護処分に改める。

第五十五条第二項中「又は保護処分」を削り、「第三十九条第一項又は第四十一条」を「第十九条第一項」に改め、「までに特別遵守事項」の下に「(その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。)」を、「定められたとき」の下に「、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」を加える。

第六十三条第二項第一号中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改める。

(保護観察の実施方法) 関する特則

第六十五条の二 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その改善更生を図るために他の者との依存を改善することが重要であることに鑑み、これに資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。

第六十五条の三 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察における指導監督は、第五十七条第一項に掲げるもののほか、次に掲げる方法によつて行うことができる。

一 規制薬物等に対する依存の改善に資する医療を受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。

二 公共の衛生福祉に関する機関その他の適当な者が行う規制薬物等に対する依存を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けよう、必要な指示その他の措置をとること。

2 保護観察所の長は、前項に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同項に規定する医療又は援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該医療又は援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。

3 保護観察所の長は、第一項に規定する措置をとつたときは、同項に規定する医療又は援助の状況を把握するとともに、当該医療又は援助を行う者と必要な協議を行つるものとする。

4 規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する待遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第二号に規定する措置をとつたときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号

に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わつたものとして実施することができる。

第六十五条の四 保護観察所の長は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者について、第三十条の規定により病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。

第六十五条第二項中「第六十五条」の下に「から第六十五条の四まで」を加え、同条第三項中「第五十条」及び「第五十条第一項及び」を「第五十条第一項」に改め、同条第六項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同条第七項中「第五十二条」を、「第六十五条」の下に「から第六十五条の四まで」を加え、同条第三項中「第五十条第一項及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五十条第一項」を「同項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第一項に」に改め、同条第十条に「第五十条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第六項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

第七十六条第二項中「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に改める。

第三章第五節中第七十九条の前に次の二条を加える。
(住居の特定)

第七十七条第一項中「第五十条第一項」を「第五十条第二項」に改める。

第七十八条の二 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより決定をもつて、その者が居住すべき住居を特定することができる。

2 地方委員会は、前項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより決定をもつて、その者が居住すべき住居を特定することができる。

ル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ改める。

第七十七条第一項ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を加え、同項後段中「其ノ言渡ヲ」を「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行方猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第四条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三十三条第二項中「刑法第二十五条の二第一項の規定により」を「猶予の期間中に」、「である」を「とする」に改める。

第三百四十五条中「免除、刑の」の下に「全部の」を加える。

第三百四十九条第二項及び第三百四十九条の二第二項中「第二十六条の二第二号」の下に「又は第二十七条の五第二号」を加える。

第三百五十四条の十四中「刑の」の下に「全部の」を加える。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「禁錮又は拘留」を「若しくは禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「、その刑の全部の」を加え、「しない」を「せず、又は拘留の刑を言い渡す」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第六条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号へ及び同号ト中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号リ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号リただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡し

を受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。

第二十四条第四号の二中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十五条の二第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「その刑」の下に「の全部」を、「の者」の下に「及びその一部の執行猶予の言渡しを受けて執行猶予中の者」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

第十七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改める。

第七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改める。

書に改める。

第三十八条第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に、「執行猶予の言渡を受けた」を「執行猶予中の」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第八条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の四中「禁錮又は拘留」を「若しくは禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「その刑の全部」を加え、「しない」を「せず、又は拘留の刑を言い渡す」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第九条 売春防止法の一部を次のように改正する。

第十条 売春防止法の一部を次のように改正する。

第十二条 売春防止法の一部を次のように改正する。

第十三条 売春防止法の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第六十一条第一項」の下に「及び第八十二条第二項から第四項まで」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項において準用する同法第三十六条第二項中「刑事施設労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設又は少年院」とあるのは、「婦人補導院」と読み替えるものとする。

第十五条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「言渡し」を「言渡しを猶予の期間中にに、「取消を「取消し」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三項中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

第二十六条第二項中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「並びに第六十条から第六十四条まで」を「第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条の二から第六十五条の四まで」に、「第五十条第三号」を「第五十条第一項第三号」に改め、「同じ。」の下に「又は第七十八条の二第一項」を加え、「同条第四号中「第三十九条第三項」を「同項第四号中「第二十九条第三項又は第七十八条の二第一項」に改め、「第五十二条」とあるのは「第五十二条と」を、「第二十六条の二」の下に「次条に定める場合を除き、第五十五条第二項」とあるのは「第五十二条と」を、「及び第五十五条第二項」を削り、「又は

第十四条第一項」を「の決定により懲役若しくは禁錮の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその執行を終わり、若しくはその執行を受けることなくなったこと(その執行を終わり、又はその執行を終り、又はその執行を受けることがなくなったこと)次条第二項において同じ)により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分の執行のため収容している者を釈放するとき」に改め、「第二十五条第一項」の下に「の決定により、補導处分の執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」を加え、「又は保護処分」を「の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定に定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。

第十五条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「言渡し」を「言渡しを猶予の期間中にに、「取消を「取消し」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三項中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

第二十六条第二項中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「並びに第六十条から第六十四条まで」を「第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条の二から第六十五条の四まで」に、「第五十条第三号」を「第五十条第一項第三号」に改め、「同じ。」の下に「又は第七十八条の二第一項」を加え、「同条第四号中「第三十九条第三項」を「同項第四号中「第二十九条第三項又は第七十八条の二第一項」に改め、「第五十二条」とあるのは「第五十二条と」を、「第二十六条の二」の下に「次条に定める場合を除き、第五十五条第二項」とあるのは「第五十二条と」を、「及び第五十五条第二項」を削り、「又は

第十四条第一項」を「の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」に改め、「補導处分」の下に「第三十一条中「同法第八十五条から第八十七条まで及び第九十八条」を「同条から同法第八十七条まで及び第九十九号」に改める。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第十条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表中

1 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書 百年

に、
を

(五) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの
(六) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの

五年	五年	五年	五年
三年(法務省 令で定めるも のについて は、法務省令 で定める期 間)	八年 五年 三年(法務省 令で定めるも のについて は、法務省令 で定める期 間)	五年 五年 五年(法務省 令で定めるも のについて は、法務省令 で定める期 間)	八年 五年 五年(法務省 令で定めるも のについて は、法務省令 で定める期 間)
(五) 刑の一 に係るも の	(五) 刑の一 に係るも の	(五) 刑の一 に係るも の	(五) 刑の一 に係るも の
(七) 罰金、 拘留又は科料に処する裁判に係るもの	(七) 罰金、 拘留又は科料に処する裁判に係るもの	(七) 罰金、 拘留又は科料に処する裁判に係るもの	(七) 罰金、 拘留又は科料に処する裁判に係るもの

部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの

の懲役又は禁錮に処する裁判(五)の裁判を除く。)

拘留又は科料に処する裁判に係るもの

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)
第十二条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する。
第十三条 第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ただし書中「ただし」の下に「刑の全部」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)
第十二条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律平成三年法律第七十七号の一部を次のように改正する。
第十三条 第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、「その刑の全部」を加える。
第十四条 第二項及び第七十六条第一項中「言い渡し」の下に「その刑の全部」を加える。

(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正)
第十六条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正)
第十七条 国会議員互助年金法の一部改正)
第十八条 法律第一号(附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第十九条 國際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第二十条 第二十一條中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「第六十五条」を「第六十五条の四」に改める。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)
第十二条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する。

(更生保護事業法の一部改正)
第十三条 第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ただし書中「ただし」の下に「刑の全部」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(趣旨)

め、同項第三号中「刑の」の下に「全部の」を、「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者の

(国際受刑者移送法の一部改正)

六十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第二十一條中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「第六十五条」を「第六十五条の四」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第十五条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律平成十五年法律百十号)の一部を次のように改正する。

第二十条 第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「その刑の全部」を加える。

第二十二条 第二項及び第七十六条第一項中「言い渡し」の下に「その刑の全部」を加える。

第三十二条 第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「その刑の全部」を加える。

第三十三条 第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「刑の全部」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によるこ

ととされる改正入管法第二十四条第四号へ(2)

第十七条 国会議員互助年金法の一部改正)
(平成十八年法律第一号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第四項本文中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書中「執行猶予の言渡し」を全部の執行猶予の言渡しに、「停止しない」を「停止せず、刑の一部の執

行猶予の言渡しを受けたときは、当該年金は、

その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期

間の執行を終わり又は執行を受けることがなく

なるに至つた月の翌月以降は、その支給を停止

しないに改め、同項後段中「その言渡し」を「こ

れらの言渡しを猶予の期間中に」に、「取消」を

「取消しに、「終り」を「終わり」に改める。

第十八条 法律第一号(附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「刑の全部」を加え、同条に後段

として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によるこ

ととされる改正入管法第二十四条第四号へ(2)

(趣旨)

の規定の適用については、同号へ(2)ただし書

中「執行猶予」とあるのは、「刑の全部の執行

猶予」とする。

第一条 この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における処遇に引き続き社会内においてその者の特性に応じた処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察その他の事項について、刑法明治四十一年法律第四十五号の特別を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「規制薬物等」とは、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に規定する大麻、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の三に規定する興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物及び劇物(これらを含有する物を含む)であつて同条の政令で定めるもの、覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬並びにあへん法昭和二十九年法律第七十一号)に規定するあへん及びけしがらをいう。

2 この法律において「薬物使用等の罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法第二百三十九条第一項若しくは第二百四十一条(あへん煙の所持に係る部分に限る。)の罪又はこれらとの罪の未遂罪

二 大麻取締法第二十四条の二第一項(所持に係る部分に限る。)の罪又はその未遂罪

三 毒物及び劇物取締法第二十四条の三の罪

四 覚せい剤取締法第四十二条の二第一項(所持に係る部分に限る。)、第四十二条の三第一項第一号若しくは第二号(適用に係る部分に限る。)若しくは第四十二条の四第一項第三号の規定の適用については、同号中「第二十七条の三第一項」とあるのは、「薬物使用等の罪を犯す

の三第一項(施用又は施用を受けたことに係る部分に限る。)、第六十六条第一項(所持に係る部分に限る。)若しくは第六十六条の二第一項(施用又は施用を受けたことに係る部分に限る。)の罪又はこれらの罪の未遂罪

した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項」とする。

附則

第一条 この法律は、刑法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百四号)の施行の日から施行する。

(施行期日)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行前に法第二十七条の二第一項各号に掲げる者以外のものに対する同項の規定については、同項中「次に掲げる者が」とあるのは「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成二十三年法律第二百四号)第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について」と、「考慮して」とあるのは「考慮して、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪を防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特別を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一条 この法律の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

(経過措置)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行前に法第二十七条の二第一項各号に掲げる者以外のものに対する同項の規定については、同項中「次に掲げる者が」とあるのは「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成二十三年法律第二百四号)第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について」と、「考慮して」とあるのは「考慮して、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪を防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特別を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三条 薬物使用等の罪を犯した者であつて、刑法第二十七条の二第一項各号に掲げる者以外のものに対する同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる者が」とあるのは「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成二十三年法律第二百四号)第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について」と、「考慮して」とあるのは「考慮して、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪を防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特別を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則)

第四条 前条に規定する者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、刑法第二十七条の三第一項の規定にかかるわらず、猶予の期間中保護観察に付する。

2 刑法第二十七条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定により付せられた保護観察の仮解除について準用する。

第五条 第三条の規定により読み替えて適用される刑法第二十七条の二第一項の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについては、同法第二十七条の四第三号の規定は、適用しない。

2 前項に規定する刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについての刑法第二十七条の五第二号の規定の適用については、同号中「第二十七条の三第一項」とあるのは、「薬物使用等の罪を犯す

平成二十四年六月八日印刷

平成二十四年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A